

AAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : www.aapjp.com E-mail : info@aapth.com TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

▶ 年次決算にかかる法務手続き及び 商務省への電子申告 (e-filling) について

前回 12 月末決算期のお客様に関する監査スケジュールをご説明させていただきましたが、今回は年次決算にかかる法務手続き、及び商務省への電子申告 (e-filling) について、ご説明致します。

民商法典 1171 条により、会計年度の終了日より 4 ヶ月以内に定時株主総会を開催することが義務付けられておりますが、株主総会開催にあたり下記の手続きを行う必要がございます。

召集通知送付、及び新聞公示

各総会の召集通知は、総会開催日の 7 日以上前に地方紙に少なくとも 1 回公告し、更に、総会開催日の 7 日以上前に株主登録簿に名前のある全株主に対し配達証明付き郵便で送付しなくてはなりません。(商務省告示により株主への手渡しも容認されております。) また総会の通知は、場所、日、時刻、および議題となる事業の状況を記載する必要があります。(民商法典第 1175 条)

株主総会開催後

決算書提出：タイの法律で設立された株式会社および公開株式会社は、株主総会で承認された日から 1 ヶ月以内に商務省に決算書を提出しなくてはなりません。(民商法典 1199 条)

株主リスト提出：14 日以内に登記官に対して、総会時に株主である者すべて、及びそれ以前の総会の日から株主でなくなった者の名簿の写しを提出しなくてはなりません (民商法典 1139 条)

上記の決算書提出、及び株主リスト提出業務ですが、従来ですと商務省へ紙上で提出しておりましたが、今回よりインターネット上での電子提出 (ペーパーレス) 手続き「e-Filling」が導入されることになったため、2015 年 12 月以降に迎える全ての決算より、e-filling を利用しての電子決算報告に切り替わります。(ユーザー名とパスワード要事前登録)

e-Filling とはタイ商務省ビジネス開発局 (DBD) が導入す

る新たなシステムで、これまで 60 万社を超える法人が財務諸表を紙ベースで提出していたため、省内でデータ化するのに 4、5 ヶ月を要していたようですが、今回 XBRL システムを導入により、より迅速かつ正確な処理が可能になるとのことです。また保管場所の縮小化、また資源節約を図る目的もあるようです。

但し、電子申告に伴い、商務省への提出業務が省ける一方で、商務省所定のフォーマットをダウンロードし監査済み貸借対照表および損益計算書の数値を改めて入力するという手間が発生することになります。また XBRL システムと財務諸表の科目等異なる場合もありますので注意が必要となります。株主リストにつきましても、e-Filling を利用し財務諸表と同時に電子申告を行うことが可能となります。なお株主リスト提出につきましては、以前同様、紙申告でも受理されるとのことですが、紙申告の場合は法令通り総会開催日より 14 日以内に商務省へ提出する必要があります。

今回は商務省の電子申告についてご説明させていただきましたが、商務省や税務署、各省庁におきましても電子システムを導入し、国をあげて情報管理の IT 化を進めています。電子申告化が進むことで、私たちが享受できる恩恵も多く、タイ特有の「担当官の裁量」部分が少しでも減少し、申告業務の簡素化が期待されます。

目次

INDEX

- 年次決算にかかる法務手続き及び
商務省への電子申告について P1
- タイビジネス関連法令 P2-3
- オフィスで使えるタイ語 P4
- 泰国自然探訪 P4
- Saiyo の求職者情報 P5
- AAPC の不動産情報 P6-9
- AAP INSURANCE NEWS P10



タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 24

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

คำพิพากษาศาลฎีกาที่ 8570/2548

(พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 119, พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 67, พระราชบัญญัติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 17, ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ มาตรา 583, ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ มาตรา 582, พระราชบัญญัติจัดตั้งศาลแรงงานและวิธีพิจารณาคดีแรงงาน พ.ศ.2522 มาตรา 49)

はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

最高裁判所判例 第8570/2548号

(1998年労働者保護法第119条, 1998年労働者保護法第67条, 1998年労働者保護法第17条, 民商法典第583条, 民商法典第582条, 1979年労働裁判所設置・労働裁判法第49条)

เนื้อหาฎีกา

แม้ศาลแรงงานจะฟังข้อเท็จจริงว่า โจทก์ประมาทเลินเล่อเป็นเหตุให้จำเลยซึ่งเป็นนายจ้างได้รับความเสียหายอย่างร้ายแรงตาม พ.ร.บ.คุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 119 (3) แต่เมื่อจำเลยมิได้ระบุเหตุดังกล่าวไว้ในหนังสือบอกเลิกสัญญาจ้าง จำเลยจึงยกเหตุตามมาตรา 119 ดังกล่าวขึ้นอ้างเพื่อปฏิเสธความรับผิดมาตรา 67 ไม่ได้ และยังคงถือว่าจำเลยเลิกจ้างโดยโจทก์มิได้มีความผิดตามมาตรา 119 จำเลยจึงต้องจ่ายค่าจ้างสำหรับวันหยุดพักผ่อนประจำปีและวันหยุดพักผ่อนประจำปีสะสมตามมาตรา 67 ให้แก่โจทก์

การพิจารณาว่าจำเลยจะต้องจ่ายสินจ้างแทนการบอกกล่าวล่วงหน้า หรือจะต้องจ่ายค่าเสียหายจากการเลิกจ้างไม่เป็นธรรมหรือไม่ เพียงใด นั้นจะต้องพิจารณาตาม ป.พ.พ. มาตรา 582 และ มาตรา 583 หรือตาม พ.ร.บ.จัดตั้งศาลแรงงานและวิธีพิจารณาคดีแรงงาน พ.ศ.2522

判例内容

労働裁判所は原告の不注意によって使用者である被告が1998年労働者保護法第119条1項3号に基づいて甚大な損害を受けたと判断したが、被告はその趣旨を解雇通知書に記載しなかったため、第119条の事情を主張して第67条の責任を否定することはできない。したがって、原則として被告による原告の解雇が第119条の過失によるものではないとみなし、被告は第67条に基づく年次有給休暇および繰り越された年次有給休暇の賃金を原告に支払わなければならない。また、被告が予告に代わる解雇予告手当又は不当解雇の賠償金を支払う必要があるかどうかを判断するために、場合により民商法典第582条および第583条、

ตาม มาตรา 49 แล้วแต่กรณี จะนำ พ.ร.บ.คุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 17 วรรคสาม ที่ห้ามนายจ้างยกเหตุผลซึ่งมีได้ระบุไว้ในหนังสือบอกเลิกสัญญาจ้างขึ้นอ้างในภายหลังมาใช้เพื่อตัดสิทธิของนายจ้างมิให้ยกขึ้นต่อสู้ในส่วนของสินจ้างแทนการบอกกล่าวล่วงหน้าและค่าเสียหายจากการเลิกจ้างไม่เป็นธรรมด้วยไม่ได้ เมื่อโจทก์กระทำความผิดอย่างร้ายแรงตาม ป.พ.พ. มาตรา 583 และโจทก์ประมาเลินเล่อเป็นเหตุให้นายจ้างได้รับความเสียหายอย่างร้ายแรงตาม พ.ร.บ.คุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 119 (3) จำเลยจึงไม่จำเป็นต้องจ่ายสินจ้างแทนการบอกกล่าวล่วงหน้าแก่โจทก์ และการเลิกจ้างนี้ก็มีใช้การเลิกจ้างที่ไม่เป็นธรรม

พระราชกฤษฎีกา ออกตามความในประมวลรัษฎากร ว่าด้วยการลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ ๕๙๒) พ.ศ. ๒๕๕๘

または、1979年労働裁判所設置・労働裁判訴訟法第49条に基づいて審議する必要がある。1998年労働者保護法第17条3項は使用者が解雇通知書に記載していない解雇理由を事後に主張することを禁ずると解されているが、その規定を予告に代わる解雇予告手当及び不当解雇の賠償金の支払いの争点に対する使用者の主張の権利を奪うことに使用することができない。なぜなら、原告が民商法典第583条の重大な過失を犯し、1998年労働者保護法第119条1項3号の不注意で使用者に甚大な損害を与えたため、被告は予告に代わる解雇予告手当を支払う必要がなく、当該解雇は不当解雇ではないからである。

歳入法典に基づいて施行された 2015年付加価値税の減額に関する勅令第592号

เนื้อหาประกาศ

พระบาทสมเด็จพระปรมินทรมหาภูมิพลอดุลยเดช มีพระบรมราชโองการโปรดเกล้าฯ ให้ประกาศว่า โดยที่เป็นการสมควรปรับปรุงการลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่มอาศัยอำนาจตามความในมาตรา ๒๒ ของรัฐธรรมนูญแห่งราชอาณาจักรไทย (ฉบับชั่วคราว) พุทธศักราช ๒๕๕๗ และมาตรา ๘๐ แห่งประมวลรัษฎากร ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลรัษฎากร (ฉบับที่ ๓๐) พ.ศ. ๒๕๓๔ จึงทรงพระกรุณาโปรดเกล้าฯ ให้ตราพระราชกฤษฎีกาขึ้นไว้ดังต่อไปนี้

มาตรา ๑ พระราชกฤษฎีกานี้เรียกว่า “พระราชกฤษฎีกาออกตามความในประมวลรัษฎากรว่าด้วยการลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ ๕๙๒) พ.ศ. ๒๕๕๘”

มาตรา ๒ พระราชกฤษฎีกานี้ให้ใช้บังคับตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ. ๒๕๕๘ เป็นต้นไป

มาตรา ๓ ให้ยกเลิกประกาศคณะรักษาความสงบแห่งชาติ ฉบับที่ ๙๒/๒๕๕๗ เรื่อง การลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม ลงวันที่ ๑๗ กรกฎาคม พุทธศักราช ๒๕๕๗

มาตรา ๔ ให้ลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่มตามมาตรา ๘๐ แห่งประมวลรัษฎากร และคงจัดเก็บในอัตรา ดังต่อไปนี้

(๑) ร้อยละหกจุดสาม สำหรับการขายสินค้า การให้บริการ หรือการนำเข้าทุกกรณี ซึ่งความรับผิดชอบในการเสียภาษีมูลค่าเพิ่มเกิดขึ้นตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ. ๒๕๕๘ ถึงวันที่ ๓๐ กันยายน พ.ศ. ๒๕๕๙

(๒) ร้อยละเก้า สำหรับการขายสินค้า การให้บริการ หรือการนำเข้าทุกกรณี ซึ่งความรับผิดชอบในการเสียภาษีมูลค่าเพิ่มเกิดขึ้นตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ. ๒๕๕๙ เป็นต้นไป

มาตรา ๕ ให้รัฐมนตรีว่าการกระทรวงการคลังรักษาการตามพระราชกฤษฎีกานี้

発令内容

プーミボン国王は以下の勅命を発令する。

付加価値税の税率を改定すべきと判断したため、2014年タイ王国憲法（暫定版）第22条、並びに1991年歳入法典（第30号）によって改正された歳入法典第80条の権限により、国王陛下は以下の勅命を制定する。

第1条 本勅命を「2015年付加価値税の減額に関する勅令第592号」と称する。

第2条 本法は2015年10月1日から施行される。

第3条 2014年7月17日付け「付加価値税の減額」に関する国家平和秩序評議会布告第92/2557号を廃止する。

第4条 歳入法典第80条の付加価値税を減額し、以下の税率で徴収する。

(1) 2015年10月1日から2016年9月30日までに付加価値税納付義務が生じる商品販売・サービス提供・輸入について6.3%課税する。

(2) 2016年10月1日以降に付加価値税納付義務が生じる商品販売・サービス提供・輸入について9%課税する。

第5条 財務省大臣が本勅命の施行を担当する。

パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題 **何日まででしたっけ?**

ภายในวันที่เท่าไรนะ
 ปายไน วันตี้ ทอไร น

木村部長

クンソムジャイ ラウ
 トン ユーン ゴツ(ブ) ガーングン
 ปายไน วันตี้
 ทอไร น

(ソムジャイさん、決算書の申告は
 何日まででしたっけ?)

คุณสนใจ เราต้องยื่นงบการเงินภายใน
 ในวันที่เท่าไรนะ

ソムジャイ秘書

ランジャー(ク) プラチュム
 サーマン プู้ทู้ฟุน 마이
 グーン ムン ドゥアン カ

(株主総会後の1カ月以内です。)

หลังจากประชุมสามัญผู้ถือหุ้นไม่เกิน
 1 เดือนค่ะ



POINT [文法] ナ

「ナ」を文末につけることによってその前にある言葉や事柄が強調される。相手に何かを知らせたい時、念を押す時、また確認をしたい時などに用いられる。

疑問文 ナ

「ナ」を疑問文の後につけ、相手の言葉がよく聞き取れない時、または思い出せない時などの確認に用いる。

【例】

โปรแกรมนี้ ไช้ยังเงิงนะ
 โปรแกรมนี้ ไช้ยังเงิงนะ

このプログラムはどうやって使いましたっけ。

โปรแกรมนี้ ไช้ยังเงิงนะ

คาอ ชู่อะไร น

彼の名前は何かだっけ。

เขาชื่ออะไรนะ

文章 ナ

相手に何かを知らせたい時に事柄の後に「ナ」をつけて用いる。

【例】

เวื่อร่า บู๊ต(ト) ปี๊ต(ト)
 คอูน นุ้ยแกงร่า๊ตชะการ์
 ンไต คุ่ว เป็ดมอนกุลน
 ทุ๊น ซีมอนกุลน น

タイ公的機関の営業時間は朝8時半から
 午後4時半までですよ。

เวลาเปิดปิดของหน่วยงานราชการไทย
 คือ 8.30 - 16.30 นะ

プラチュム サーマン プู้ ทู้ฟุน 株主総会 ประชุมสามัญผู้ถือหุ้น โก๊ต(บ) แกงกุน 決算書、財務諸表 งบการเงิน

Volume

7

泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

奇岩と絶景の「パーヒンガーム国立公園」

バンコクから東北に約300Km、車で約4時間の場所に位置するパーヒンガーム国立公園は、チャイヤブーム県に属する奇岩が連なる地形が特徴的な自然国立公園です。地殻変動や侵食などにより数百万年もの歳月をかけて形成された珍しいかたちの岩々が広範囲に渡って点在し、「FIFA ワールドカップ岩」「レーダー岩」「象岩」など岩の形にちなんだユニークな名前が付けられ観光客に親しまれています。公園全体がハイキングコースになっており、巨大な奇岩をバックに記念撮影をしたり岩陰で休みながら岩群を眺めたりと岩だらけの非日常的な空間を満喫することができます。公園内にはクルクマ草というショウガ科の植物の群生があり、毎年7～8月になると1Km程に渡って紫色の花が咲き乱れるため、この時期にはタイ国中から花や写真の愛好家が訪れます。パーヒンガーム国立公園のもう一つの見所は、パンフーイ山の最も高い場所に位置するタイの北部-中部-東北部を跨ぐ標高846mの断崖絶壁で

す。崖の上に迫り出した岩の上に立つとその高さに足が竦みそうになりますが、眼下に広がる大樹海の光景は壮観で、タイの自然のスケールの大きさに圧倒されます。チャイヤブーム県は土地の大半が森林と山と高原から成る自然の宝庫です。年間を通じて涼しい気候で避暑地としてもお勧めです。



今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.
(サイヨーリクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

女性 25 歳

総務・コーディネーター

言語 → 英語、日本語：基本会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 27,000 バーツ

2

男性 22 歳

エンジニア

言語 → 英語：基本会話可

希望勤務地 → どこでも可

希望給与 → 18,000~22,000 バーツ

3

女性 28 歳

総務・セールスコーディネーター

言語 → 英語、日本語：社内ビジネスレベル

希望勤務地 → バンコク・バンナー

希望給与 → 47,000 バーツ

4

男性 24 歳

電気エンジニア

言語 → 英語：単語会話可

希望勤務地 → バンコク・バンナー

希望給与 → 18,000 バーツ

5

女性 23 歳

エンジニア・メンテナンス

言語 → 英語：ほぼ不可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 14,000 バーツ

6

男性 22 歳

セールス

言語 → 英語：一般会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 13,000~15,000 バーツ

7

女性 23 歳

総務・事務

言語 → 英語：単語会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 12,000 バーツ

8

女性 26 歳

事務・総務

言語 → 英語：単語会話可

希望勤務地 → バンコク・バンナー

希望給与 → 15,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトで閲覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → www.saiyo.co.th

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

▶ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	2.8(15年)
人口*	千人	68,382	67,065	67,277(11月)	67,277(15年)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	39,165(15年)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	0.89(15年)
最低賃金*	バンコク	300	300	300	300
	チョンブリー	300	300	300	300
	アユタヤー	300	300	300	300
	ラヨーン	300	300	300	300
賃金: 全国製造業の平均	バーツ	11,066	12,074	12,305	12,305(15年)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.90(15年)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.5(2月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(1月)
ローン金利(MLR) **	%	7.16	6.96	6.75	6.68(1月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,301.0(1月)
バーツ/100円**	バーツ	31.53	30.77	28.31	30.61(1月)
バーツ/米ドル**	バーツ	30.73	32.48	34.25	36.16(1月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	118.2(1月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	795,905(15年)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	2,237(15年)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	1,027.3	729.4	809.4	809.4(15年)

*期末、**平均

➤ タイ不動産情報

販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (㎡)	備考
SC1701	コンドミニアム	トンロー	5,500,000	49.5	1BD
SC1801	コンドミニアム	トンロー	5,800,000	42	1BD
SF0101	工場	Wangnoi Factory Land	20,000,000	5,000	-
SL0807	工場用地	Pinthong 3	34,475,000	15,768.80	-
SF0301	工場	Pinthong 1	57,000,000	2,865	-

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃(バーツ)	面積 (㎡)	備考
RW0005	倉庫	バンナー	22,500	125	即
RW0002	倉庫	バンナー	45,000	375	即
RW0003	倉庫	バンナー	72,000	450	即
RF1301	工場	バンナー	240,000	1,500	即
RF0703	工場	ラヨン	432,000	2,160	即

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃(バーツ)	面積 (㎡)	備考
RO4701	サービスオフィス	アソーク	28,000	11	3人用
RO4702	サービスオフィス	アソーク	32,000	17	7人用
RO4601	オフィス	アソーク	35,100	54	即
RO4301	オフィス	アソーク	52,500	70	4月
RO4801	オフィス	プロンポン	84,500	130	3月

賃貸物件:住居

No	物件名	立地	月の家賃 (パーツ)	面積 (㎡)	備考
RC2401	コンドミニアム	トンロー	25,000	33	1BD
RC0101	コンドミニアム	シーラチャー	30,000	50	1BD
RC2701	コンドミニアム	アソーク	35,000	53	1BD
RA1201	サービスアパート	pronpon	55,000	65	1BD
RA0701	サービスアパート	アソーク	66,000	65	1BD

お問い合わせ先

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

担当:

辻(日本語、タイ語)

+66(0)-86-358-7298 tsuji@aapcap.com

キッティカーン(タイ語、英語)

+66(0)-81-989-2206 kittikan@aapcap.com

Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m ²	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ・Robinson シーラチャー ・パヤタイ・シーラチャー病院 ・Surasak Montri 公園 		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing

Asia Alliance Partner Co., Ltd. TEL: +66-(0)-2-261-8182 URL: <http://www.aapth.com>

保険仲介業ライセンス№

生命保険 : ๒00009/2558

損害保険 : ๓00025/2558

本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。
インシュアランスニュースでは、タイの保険に関する話題をお伝えします。
今回は個人の確定精算にも関係のある、生命保険料控除がテーマです。

タイの生命保険 ～生命保険料控除と手続きの違い～

生命保険料控除とは？

所得控除の1つ。払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれます。その結果、税率を掛ける前の所得が低くなるため、所得税、住民税(日本のみ)の負担が軽減されます。

	日本	タイ
申告方法 (会社員の場合/例外あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月～11月頃に保険会社からその年に払った保険料の控除証明書が郵送される ・11月～12月に年末調整の書類と一緒に職場へ提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年12月頃(またはタイ就任時や年初)に、職場の経理担当者へ加入している生命保険の情報を伝える (職場で控除手続きを行っていない場合は、個人で確定申告により精算を行う)
還付・調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・還付は12月の給与に反映されて手続き終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月の給与から、その年に払込予定の生命保険料を差し引いて所得税の計算がなされ、月々の給与から所得税が天引きされる (年の途中から保険に加入した場合は、 ①加入時に経理に伝え、次月分給与から天引き ②年末調整 ③確定申告により精算にて還付 のどれかで調整) ・職場の経理が確定申告を行い、手続き終了
控除額	<ul style="list-style-type: none"> ・払った保険料を計算式に当てはめて所得税12万円、住民税7万円が限度(現行制度) 例: 年間保険料10万円の死亡保険の場合 所得税4万円、住民税2万8千円が控除される 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間払込保険料の実際額か10万バーツのいずれか低い金額を所得から直接差し引く 例: 年間保険料10万バーツの場合 10万バーツを所得金額から控除できる

※一部例外あり

日本に比べると、タイは控除の金額が大きいので、生命保険を活用した節税効果を期待できます。また節税だけでなく、利回りも日本の保険に比べて大きいので、十分に魅力的な金融商品だと言えます。タイでは保険会社が破綻してもは法律によって受給金が保証されており、ペイオフのリスクがありません。ご加入にはワークパーミットが必要となりますので、年度末に帰任されるご予定のある方は時間に余裕を持って、ご検討されることをお勧めいたします。お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

日本人プランナー(日本語): 藤木 亜矢子
Mail: fujiki@aapth.com
Mob: +66(0)-63-215-4015

タイ人プランナー(タイ語): ワニダ・チャンコン
Mail: wanida@aapth.com

※利用規定・免責事項

当ニュースレターに掲載された全ての記事・写真の無断転載を禁じます。

また、当ニュースレターに記載された文書及び内容に関しましては、正確性・妥当性の確保に努めておりますが、各事項に含まれる情報の利用、及び利用できなかったことにより生じる直接的または間接的な損失に対し、弊社及び関連会社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

特定の事案につきましては、適切なアドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。